

●2013年12月16日

国家戦略特区の概要と今後の見通し

# 「国家戦略特区」の創設

## —成長戦略の基盤、規制改革の突破口として—

アベノミクスの成長戦略の一つとして国家戦略特区の取り組みが注目されている。

内閣官房事務局の藤原豊氏がその経緯と展望を語った。

### 諮問会議と特区会議が車の両輪 改革はスピードがすべて

今回の制度改革における第一のポイントは、国家戦略特別区域諮問会議（以下、特区諮問会議）と国家戦略特別区域会議（以下、区域会議）の設置だ。特区諮問会議が実質的に基本方針を策定し、その意見を聞いて特区指定が行われる。今回は特区の数を絞る可能性が高い。一方、区域会議は特区ごとに設置され、構成メンバーである担当大臣、自治体の長、民間事業者が具体的な事業計画を策定する。

第二のポイントは、指定された特区で事業計画に必要な新たな規制改革事項が生じた場合に、特区諮問会議に関係大臣を招いてそれをオープンな場で議論し、特区における事業に反映させていくという「循環する仕組み」を作ったことだ。改革を継続していく上で効果を発揮するだろう。

報道等で「規制改革事項が小粒である」と批判された。しかし安倍首相も「今回成果を得た項目は過去何年も実現できなかったものであり極めて画期的」と答弁しているように、この短時間に、相当多くの岩盤規制の改革が達成できたと思う。改革はスピードがすべてだ。

#### ■各論—岩盤規制への切り込み

**<医療>** 病床の新設・増床については、病床過剰地域でも区域会議の策定する事業計画で定められた場合には容認されることになった。外国人医師の診察と外国人看護師の業務解禁も進んだ。これからは世界トップレベルの医師を招致できる。また、先進的な医薬品は外部審査により迅速に評価して提供されることとなった。

**<雇用>** 今回最も難航したのが雇用だ。現行の雇用ルールは、厳しすぎるのではなく不明確なことが問題であり、今後はルール明確化のための雇用ガイドラインを特区諮問会議も関与した上で政府が作成する。有期雇用の特例（※1）については、より望ましいことに、特区を越えて全国規模での規制改革となる予定だ。

**<農業>** 農地の権利移動に関する許可業務を農業委員会から市町村に移管した。また農業生産法人の役員要件も今回緩和され、これにより企業の参入もより進むことになる。

#### 講師

藤原 豊氏 内閣官房 地域活性化統合事務局 総括参事官

#### コメンテーター

八田 達夫 経済同友会 政策分析センター所長

**<教育>** 公設民営学校の解禁については、検討した上で一年以内の実現を目指すことで調整がついた。

**<都市再生>** 都心居住促進のための容積率等の見直しについては、区域会議でのワン・ストップ処理を実現した。加えて、住宅の用途制限緩和（※2）については建築基準法上の国土交通大臣承認は不要になった。

#### 八田 政策分析センター所長 コメント これまでの特区とはここが違う

これまでの特区との違いは、地方ではなく国主導で行うということだ。その理由は、地方からは改革案が出にくいケースがあるからだ。例えば、医師会が反対する案は地方からは出にくい。都心居住も国がいくら旗を振っても進みにくい。新住民の流入は既存の住民の意向に沿わない場合があるからだ。地方分権は必要だが、望ましくない面にはそれなりの対処が必要だ

今回成立した法案は、大きく二つの部分に分かれている。第一に、規制改革項目が並んでいる短冊と呼ばれる部分だ。これは個別法を改正するのではなく、特区では個別法を適用除外にするという手法だ。第二に、特区諮問会議と区域会議という意味決定の仕組みである。特区諮問会議は、首相や大臣が入る経済財政諮問会議のような位置付けである。これまでの特区では、省庁間の折衝がまとまらずに改革が停止してしまうことが何度もあった。しかし今後は、首相の目の前で折衝されることになる。残っている岩盤規制を改革できる強力な道具ができたと思う。



藤原豊 内閣官房 地域活性化統合事務局 総括参事官(写真左)  
八田達夫 政策分析センター所長(写真右)

※1 有期労働者で新規開業直後の企業やグローバル企業をはじめとする企業等の中で①重要かつ時限的な事業に従事し、②高度な専門的知識等を有し、③高収入を得ている者について、雇用期間の柔軟化を検討する。

※2 従来の用地指定では認められていなかった建築物の設置許可を与える。